

稚内労働基準監督署からのお知らせ（令和7年6月）

1 労働災害発生状況 ～ 令和7年労働災害件数は昨年と比較し減少も、死亡災害発生 ～

令和7年5月に確認した労働災害件数は12件、うち休業1か月以上の労働災害は8件でした。令和7年の労働災害は5月末現在で34件（前年同期比-7件）です。今月は死亡災害があり、残念ながら2年連続の死亡災害発生となりました。死亡災害の原因は調査中ですが、酸欠の危険がある汚泥槽に労働者が入る際、法令で定められた必要な措置を講じていなかった可能性があります。更に、被災者を救助しようとした1名もすぐに意識を失い、病院へ搬送されました。当署管内では、今年1月にも「船上で、酸欠状態の船倉に立ち入った労働者が意識を失う」災害が発生しています。

酸欠の恐ろしさは、目に見えず、数秒で意識を失い、死亡率が高く、救助者の二次災害も容易に引き起こす点です。酸欠危険場所は、雨水や海水が滞留したマンホールの内部等の外、飼料や穀物を貯蔵した倉庫なども該当します。（下記QRコードの酸欠防止リーフレットをご参照ください。）

建設業、食料品製造業、農畜産業の皆様は、自社に酸欠の危険がある場所はないか、今一度点検してください。そして、酸欠危険場所に近づく場合は、まず酸素（硫化水素）濃度測定、換気、関係者への注意喚起を行ってください。

2 労働災害事例（括弧内は年齢性別、休業見込期間）※抜粋

【建設業】

- ・排水処理場の汚泥槽内の装置の交換作業をするため入槽したところ、汚泥槽内部の低部付近で異臭が強く、脱出しようとしたが意識不明となり槽の中に転落した。救助後、硫化水素中毒による死亡が確認された。（40代男性、死亡）
更に、被災者を救助しようとした者も入槽後すぐに意識を失い、硫化水素中毒と診断された。（40代男性、休業6か月）
- ・足場の1段目（高さ1.7m）に立ち2段目を解体中、足場を踏み外し転落、かかとを骨折した。（60代男性、休業2か月）
- ・脚立（高さ約1.5m）からダンブカーの荷台に上がろうとして、足を踏み外し転落、腰を骨折した。（30代男性、休業7日）

【製造業】

- ・コンベヤーのチェーンに油をさしていたところ、コンベヤーが動き出し歯車に指が巻き込まれた。（70代男性、休業4日）
- ・別の者が作業場の床をホースを用いて水を撒いて洗浄していたところ、被災者がホースを跨ごうとしてホースに躓き転倒、右手を地面に突いた際に右手首を骨折した。（70代女性、休業2か月）

○令和7年度全国安全週間を実施します。（令和7年7月1日～7月7日、準備期間：6月1日～6月30日）

本年も厚生労働省では、「人命尊重」の基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、令和7年7月1日から7月7日までを全国安全週間、6月1日から6月30日までを全国安全週間準備期間とし、以下のスローガンのもと展開いたします。

多様な仲間と 築く安全 未来の職場

つきましては、本週間の趣旨を御理解いただき、特段の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。詳細は、下記のQRコードにある「令和7年度全国安全週間実施要綱」をご参照ください。

○職場における熱中症対策を強化するため、法令が改正されました。（令和7年6月1日施行）

熱中症における重篤化を防止するため、労働安全衛生規則に罰則付きの法令が追加され、令和7年6月1日から施行されています。詳細について知りたい方は監督署へお問い合わせください。

※「熱中症を生ずるおそれのある作業」とは

WBGT値（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれること。

・6月24日（火）14時～、熱中症対策セミナー（オンライン、無料）が開催されます。（下記QRコードに案内があります。）

先月の労働者死傷病報告書（休業4日以上）の受付状況

製造業	5 件	※労働災害の発生月と労働者死傷病報告書の提出月は異なる場合があります。
建設業	5 件	
道路貨物運送業	件	※紹介している労働災害事例は確認された労働災害の一例であり、災害件数と事例数は異なる場合があります。
林業	件	
その他の事業	2 件	
計	12 件	



「酸欠防止」
リーフレット



「令和7年度全国安全
週間実施要綱」



「熱中症対策セミナー」
案内